

山口県公害防止施設整備資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者又は組合に対し、公害防止施設の整備に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止対策の促進を図り、もって良好な生活・環境の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずる者で知事が特に融資の必要があると認めたものをいう。
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であつてその構成員の三分の二以上が中小企業者であるものをいう。
- (3) 公害 山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）第2条第1項に規定する公害をいう。
- (4) 取扱金融機関 別表に掲げる金融機関をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 この要綱により融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えた中小企業者又は組合とする。

- (1) 県内に工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）を有し、原則として現事業を6箇月以上行っていること。
- (2) 事業場から発生する公害を公害関係法令若しくは条例に規定する規制基準以内にするため、又は県若しくは市町の指導を受けているため、公害防止施設を整備する必要があると認められること。
- (3) 自己資金のみでは、公害防止施設を整備することが困難であること。
- (4) 事業税を滞納していないこと。
- (5) 公害防止施設整備工事に着工していないこと。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 事業場及び機械・装置の新設又は増設に伴い公害防止施設を設置・改造する中小企業者又は組合は、次に掲げる業種に属する事業を行う場合に限り、融資を受けることができる。

- (1) 製造業
- (2) その他知事が特に認める業種

(融資の対象)

第4条 融資の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 次に掲げる公害防止施設及びこれに附属する設備で専ら公害防止の用に供するものの設置又は改造に要する経費

- ア　ばい煙処理施設
- イ　粉じん処理施設
- ウ　汚水等処理施設
- エ　騒音又は振動防止施設
- オ　悪臭防止施設
- カ　その他知事が特に必要と認める施設

(2) 前号の公害防止施設の設置等によっては公害を除去しがたい場合における事業場の移転に要する費用のうち直接公害防止の用に供する部分に係る経費

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 融資限度額 一の事業場につき3,000万円とする。
- (2) 融資利率 年1.8パーセントとする。
- (3) 融資方法 証書貸付とする。
- (4) 融資期間 融資額が1,000万円未満については5年（うち据置期間1年）、1,000万円以上については7年以内（うち据置期間1年）とする。
- (5) 償還方法 原則として元金均等月賦償還、利子後払いの方法とする。

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関所定の申込書類のほか、山口県公害防止施設整備資金融資認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に同様式に定める書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

2 融資を受けようとする者は、前項の規定により取扱金融機関に認定申請書を提出するに当たっては、あらかじめ保健所若しくは県環境政策課と事前協議を行うものとする。

(融資の認定等)

第7条 取扱金融機関は、前条の規定により認定申請書を受理したときは、融資の適否について審査の上、別記第2号様式により知事に回付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の回付があったときは、その内容を審査の上融資の適否を決定し、その結果を取扱金融機関及び融資申込者に通知するとともに、融資を行うことが適當であると認めるときは、預託金の額等について取扱金融機関に通知するものとする。

(原資の預託)

第8条 県は、この要綱による融資を実施するために必要な資金の一部（以下「原資」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、前条第2項の通知に係る融資額又は毎年度末の融資残高につき、当該取扱金融機関に対して行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原資の預託率、預託金の運用等については、県と取扱金融機関とが契約で定める。

(取扱金融機関の協調融資)

第9条 取扱金融機関は、前条第1項の規定により原資の預託を受けたときは、預託金（貸

付金)に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を公害防止施設整備資金として融資するものとする。

2 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより融資を行わなければならない。

- (1) 融資条件は、第5条及び第11条に定めるところによる。
- (2) 融資を行うに当たっては、次条各号に掲げる事項の遵守をその条件とすること。
- (3) 融資を行うに当たっては、歩積両建預金及び相互掛金の条件を付してはならない。
- (4) 取扱いに当たっては、一般業務との区分を明確にしておくこと。

3 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、直ちに山口県公害防止施設整備資金融資決定報告書(別記第3号様式)を知事に提出するとともに、融資申込者に対しその旨を通知しなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに山口県公害防止施設整備資金融資台帳(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(融資を受けた者の遵守事項)

第10条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資資金は、融資目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 公害防止施設整備計画を変更しようとするときは、あらかじめ公害防止施設整備計画変更承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、知事が特に認めた軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 公害防止施設整備工事に着工したときは、速やかに山口県公害防止施設整備工事着工届(別記第6号様式)を知事に提出すること。
- (4) 公害防止施設の整備が完了したときは、完了後30日以内に山口県公害防止施設整備完了報告書(別記第7号様式)を知事に提出すること。
- (5) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存しておくこと。
- (6) 事業場の移転の場合には、跡地を公害の発生のおそれのある事業を営む者に譲渡し、又は貸与し、その移転の目的に反するような利用又は処分をしないこと。

(一時償還)

第11条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて 融資資金の全部又は一部を一時に償還させる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとし、取扱金融機関は、融資を受けた者に対し、当該指示に係る融資資金を一時に償還させるための措置をとるものとする。

- (1) 融資申込みの際に提出した書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資資金を融資目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく、公害防止施設の整備を中止し、又は着工若しくは完了が著しく遅延したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資の継続が不適当と認められる事実があったとき。

2 知事は、前項の規定により指示した取扱金融機関に対し、当該指示に係る融資資金に対応する預託金の返還を命ずることができるものとする。

(報告及び調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の関係書類、公害防止施設等を実地に調査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 山口県公害防止施設整備資金融資要綱（昭和44年5月23日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に融資を受けている者及び公害防止施設認定申請書を知事に提出している者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 目

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 目

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 目

この要綱は 平成21年7月1日から施行する

附 目

この要綱は、平成29年4月1日から施行する

附 目

この要綱は、令和2年11月1日から施行する

別表（第2条第4号関係）

取扱金融機関	
株式会社	山 口 銀 行
株式会社	西 京 銀 行
株式会社	広 島 銀 行
株式会社	もみじ銀 行
株式会社	西 日 本 シ テ イ 銀 行
株式会社	伊 予 銀 行
商 工 組 合 中 央 金 庫	
山口県内に本店を置く各信用金庫	

別記第1号様式

山口県公害防止施設整備資金融資認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

山口県公害防止対策施設整備資金融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業場名			業種		
所在地			資本金又は 出資金		
事業開始			従業員	常時	人
納税状況	年度	所得税	事業税額	納付額	
融資申込金				千円（借入希望時期	年 月 日）
整備資金の大要			資金の使途		

取扱店舗名		環境政策課 受付年月日	
取扱店舗 受付年月日		整理番号	

附属書類

公害防止施設整備計画書

1 公害の現状等

公害の種類、態様等 〔苦情等の事例とその対策についても記入のこと。〕			
公害発生施設の概要	施設名		設置年月 年 月
	形式、能力、構造、主要寸法等		
公害防止施設の概要	公害防止施設名		設置年月 年 月
	形式、能力、構造、主要寸法等		
公害処理の状況			
法律、条例等による規制の現状			
事業場の操業時間			
都市計画法用途地域			

(注) 1 「公害処理の現状」の欄は、次の事項につき、公害発生施設から排出される状況（処理前の状況）と現存処理施設で処理した後の状況を、処理方法（残査等の処分を含む。）と関連づけて記入してください。

- (1) 汚水については、水質(PH、BOD、COD等)その他有害物質及び水量
- (2) ばい煙については、濃度、成分等
- (3) 特定有害物質については、その成分濃度等
- (4) 騒音、振動については、音(振)源から/mの地点及び敷地境界線上(数点)で測定した結果(ホン、cm/sec)

2 「法律・条例等による規制の現況」の欄は、改善命令、勧告等を受けた具体的な事例その他規制との関連を記入してください。

2 整備計画

工事内容	工事予定額		仕 様	購 入 先	支 払 方 法
	数 量	金 額			
合 計					

(注) 1 工事内容は、処理施設・装置、建物等に適宜区分してください。

2 機械及び装置については、その機能に応じて適宜分類して記入してください。

3 資金調達計画

調 達 内 容		調 達 予 定 額	備 考
借 入 金	山口県公害防止施設整備資金	千円	
	環境事業団融資金	千円	
		千円	
		千円	
自 己 資 金		千円	
合 計		千円	

(注) 「備考」の欄には、借入予定期間、借入条件等について記入してください。

既に山口県公害防止施設整備資金の融資を2機械及び装置については、その機能に応じて適宜分類して記入してください。

融資を受けた年月日	融 資 金 額	償 返 済 額	取扱金融機関
年 月 日	円	円	

4 整備計画の目的、内容及び効果

整備計画の目的		
整備計画の内容	機械及び装置の形式、能力、構造、主要寸法等	
	処理方法	
	整備完了後の効果	
施設整備の時期		年 月 日 着工予定 年 月 日 完了予定

(注) 1 「処理方法」の欄には、前記1の(注)1の公害処理の現況の記載要領に準じて記入してください。

既に山口県公害防止施設整備資金の融資を2機械及び装置については、その機能に応じて適宜分類して記入ください。

2 整備完了後の効果については、苦情等が現に発生している場合には、その解決に対する見通し等も付記してください。

3 公害防止施設整備計画の立案に際しては、あらかじめ、市町村、保健所、県環境生活部等関係機関に相談してください。

5 事業場移転前後比較（移転の場合は、下記事項にも記入のこと）

区分	現 事 業 場	移 転 先 事 業 場	備 考
所 在 地			所要経費 建築費 作業場 千円 倉 庫 千円 事務所 千円 その他 千円 敷地取得費 千円
都市計画法用途地域			
敷 地 面 積	m ²	m ²	
建 築 面 積	m ²	m ²	
作 業 場 面 積	m ²	m ²	
延 面 積	m ²	m ²	
構 造			
移転先用地・建物の取得方法			
設備・機械等の名称 個数・規格能力等	移設するもの		(除去・運搬・取付費)
	増設するもの		(設置費)
	廃止するもの		
移転後跡地建物の 処分利用方法	跡 地		
	建 物		

(添付書類)

- 1 納税証明書 1部 (県税事務所へ請求してください。)
- 2 事業場の平面図 (公害発生施設及び現存の公害防止施設の配置状況、融資対象施設の配置予定状況も記載のこと。) 付近見取図及び工程図 各1部
- 3 融資対象施設等の見積書、設計図、仕様書及びカタログ 各1部
- 4 融資対象施設の処理能力理論計算書及び処理効果成績書 各1部
- 5 最近時の決算書又は収支計算書 1部
- 6 法律、条例等の規定により、改善勧告又は改善命令を受けた場合は、その文書の写し 1部
- 7 市町の指導により公害防止施設を整備する場合は、指導状況を記した市町長の意見 1部
- 8 事業場の移転の場合は、上記書類のほかに次の書類
 - (1) 移転先土地の所有権、賃借権等の取得又は予約を証明する書類 1部
 - (2) 移転先土地、建物の平面図 (機械等の配置も記入のこと。) 及び付近見取図 各1部
 - (3) 農地転用等許可を必要とするものは、許可証の写し 1部
 - (4) 移転先の市町長の意見 1部
 - (5) 移転跡地、建物の処分又は利用についての確約書 1部
- 9 その他参考となる資料

(提出先)

申請書及び添付書類は、取扱金融機関に提出してください。

別記 第2号様式（第7条第1項関係）

第 年 月 号
日

山口県知事 様

取扱金融機関

山口県公害防止施設整備資金融資認定申請書の送付について

のことについて、下記の者から融資申込がありましたので、関係書類を送付します。

記

融資申込者の氏名又は名称			
審査意見 〔融資の適否についての 取扱金融機関の意見及 び融資不適当と認める 場合はその理由〕			
貸付予定額	本融資 その他	円 円	
貸付予定日	原資預託後直ちに 年 月 日		

添付書類

山口県公害防止施設整備資金融資認定申請書及び関係添付書類

別記第3号様式（第9条第3項関係）

山口県公害防止施設整備資金融資決定報告書

第
年
月
号
日

山口県知事
様

取扱金融機関

融資決定したので、下記のとおり報告します。

記

1 被融資者の氏名又は名称

2 融資額 円

3 貸付予定日 年 月 日

別記様式第4号様式（第9条第4項関係）

山口県公害防止策施設整備資金融資台帳

別記第5号様式（第10条第2号関係）

公害防止施設整備計画変更承認申請書

年　月　日

山口県知事　　様

住所（所在地）

氏名（名　称）

代　表　者

年　月　日付け融資認定通知に係る公害防止施設整備計画を変更したいので下記のとおり申請します。

記

施設の名称	
融資年月日	年　月　日
変更の内容	
変更の理由	

添付書類　融資認定の際提出した書類のうち、計画変更に伴い訂正を要する書類（設計図、見積書、仕様書、処理能力理論計算書等）

別記第6号様式（第10条第3号関係）

公害防止施設整備工事着工届

年　月　日

山口県知事　　様

住所（所在地）

氏名（名　称）

代　表　者

年　月　日付け融資認定通知に係る公害防止施設整備工事に着工したので、
下記のとおり届け出ます。

記

着工年月日	年　月　日
完了予定期日	年　月　日
工事費	
その他参考事項	

- (注) 1 公害防止施設整備工事は、取扱金融機関から融資決定通知後に着工すること。
2 工事請負契約書、請書、売買契約書等の写しを添付すること。

別記第7号様式（第10条第4号関係）

公害防止施設整備完了報告書

年　月　日

山口県知事　　様

住所（所在地）

氏名（名　称）

代　表　者

年　月　日付け融資認定通知に係る公害防止施設の整備が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業場名				
所在地				
施設の名称				
事業費	当初見積額	円	精算額	円
	借受額	円	その他融資 自己資金	円
借入年月日	年　月　日	金融機関	銀行 金庫	支店
着工年月日	年　月　日	完了年月日	年　月　日	
施設整備後の 状況（効果等）				

注1 この報告書は、施設整備完了後30日以内に提出すること。（提出しない場合は、利子補給を受けることができない。）

写真貼付欄

施 設 整 備 後 の 状 況